

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号）新旧対照表

(傍線の部分改正部分)

改正後		改正前	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
項	事業の種類	項	事業の種類
四	<u>空港法</u> （昭和三十一年法律第八十号） <u>第二条</u> に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	四	<u>空港整備法</u> （昭和三十一年法律第八十号） <u>第二条第一項</u> に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業